

平成23年4月11日

富国生命保険相互会社

東日本大震災による被災者のお客さまに対する入院給付金のお取扱い および保険料払込猶予期間の延長に関する特別措置について

このたびの地震により被害を受けられた皆さまに、心からお見舞い申し上げます。
一日も早い復旧を心よりお祈り申し上げます。

富国生命保険相互会社（社長 米山 好映）は、被災された皆さまに対して、災害救助法適用地域（*）においては以下のお取扱いを実施いたします。

（*）平成23年（2011年）東日本大震災に係る災害救助法の適用地域。ただし、大量の帰宅困難者が発生したことなどにもない災害救助法が適用された東京都を除く。

1. 入院給付金の取扱いについて

弊社では、約款規定にもとづき、病院または診療所において医師による入院治療を受けられた場合に入院給付金をお支払いしておりますが、このたびの地震では、本来入院による治療が必要であったにもかかわらず、病院または診療所での入院による治療がお受けになれないケースが想定されることを踏まえ、次のとおりお取扱いいたします。

（1）地震によるケガで入院された場合について

このたびの地震によるケガで入院されたお客さまが、給付金請求に必要な診断書のお取寄せができない場合には、病院または診療所の発行した領収証などをご提出いただくことにより入院給付金をお支払いいたします。

なお、被災地などの事情により直ちに入院することができず、一定期間経過後に入院された場合は、お申出をいただくことにより、ケガをされた日から入院を開始したものとして入院給付金をお支払いいたします。

（2）地震により退院が当初の予定より早まった場合について

ケガまたは病気により引き続き入院治療の必要性があったものの、病院が満床であるなどの理由により、退院が当初の予定より早まり、その後は臨時施設などで医師により入院と同等の治療を受けた、または医師の指示により自宅・避難所などで療養された場合は、本来必要な入院期間について医師の証明書などをご提出いただくことにより、当該期間についても入院されたものとして入院給付金をお支払いいたします。

（3）地震により病院に入院できなかった場合について

ケガまたは病気で入院治療の必要性があったものの、病院が満床であるなどの理由により入院できず、臨時施設などで医師により入院と同等の治療を受けた、または医師の指示により自宅・避難所などで療養された場合は、本来必要な入院期間について医師の証明書などをご提出いただくことにより、当該期間についても入院されたものとして入院給付金をお支払いいたします。

- ※ 入院給付金ご請求の取扱いについては、ご請求内容にもよりますが、書類の省略・代用など、可能な範囲で柔軟に対応させていただきますので、弊社までご相談ください。
- ※ 保険金・給付金のご請求の時効につきましては、従来より3年を経過していても、可能な限りお支払いをさせていただきます。3年を経過してもご請求いただけますのでご安心ください。

2. 保険料払込猶予期間の延長に関する特別措置について

保険料のお払込みが困難な場合、お申出により保険料のお払込みを猶予する期間を最長6ヵ月まで延長する取扱いを行っておりますが、事前にお申出がない場合でも、ご契約を有効に継続させていただきお取扱いを開始いたします。

また、契約者貸付を受けられているご契約または保険料の自動貸付が適用されているご契約において、貸付元利金が解約払戻金を超えることにより発生する失効（オーバーローン失効）につきましても、お客さまからのお申し出により、最長6ヵ月間ご契約を失効させないお取扱いを実施いたします。

なお、延長された保険料払込猶予期間経過後もご契約の継続を希望される場合は、猶予期間に応じて平成23年9月30日までに別途保険料をお払込みいただく必要がございますので、あらかじめご了承ください。

【問合わせ先】

フコク生命 お客さまセンター

TEL 0120-259-817

【受付時間】

平日 午前9時～午後5時

土曜日 午前9時～午後5時（平成23年5月末まで）

以上

東日本大震災に対する当社の主なお客さま対応

1. 地震などによる災害死亡保険金などの全額支払い

災害関係特約については、約款上に地震などによる災害死亡保険金、災害入院給付金を削減したり支払わない場合があると規定されていますが、今回はこれを適用せず地震などによる災害死亡保険金などを全額お支払いいたします。

2. 保険料払込猶予期間の延長

保険料のお払込みが困難な場合、お申出により保険料のお払込みを猶予する期間を最長6ヵ月まで延長する取扱いを行っておりますが、事前にお申出がない場合でも、ご契約を有効に継続させていただきお取扱いを開始いたします。

また、契約者貸付を受けられているご契約または保険料の自動貸付が適用されているご契約において、貸付元利金が解約払戻金を超えることにより発生する失効（オーバーローン失効）につきましても、お客さまからのお申し出により、最長6ヵ月間ご契約を失効させないお取扱いを実施いたします。

なお、延長された保険料払込猶予期間経過後もご契約の継続を希望される場合は、猶予期間に応じて平成23年9月30日までに別途保険料をお払込みいただく必要がございますので、あらかじめご了承ください。

3. 保険金・給付金・契約者貸付・社員配当金等の簡易迅速なお支払い

お申出により、お手続きに必要な書類を一部省略するなど、簡易迅速なお取扱いをいたします。

4. 入院治療に関する特別取扱

給付金請求に必要な書類のお取寄せができないケースや本来入院による治療が必要であったにもかかわらず病院などにご入院できないケースなどが想定されることを踏まえ、入院給付金のお支払いに対して特別なお取扱いをいたします。

5. 新規契約者貸付に対する特別金利の適用

被災された契約者さまを対象として、新規契約者貸付に対する特別金利の適用（利息の減免）を実施いたします。

以上